



平成 20 年 3 月 4 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 S F C G
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 会 長 大 島 健 伸
(コード番号 8597 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 理 部 長 竹 下 俊 弘
(TEL 03-3270-4177)

2013年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 の発行総額等の確定に関するお知らせ

当社が平成20年2月26日開催の取締役会において発行を決議した2013年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）に関して、その発行総額等が確定致しましたので、既に決定済みの事項とともに下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 本新株予約権付社債券の数

発行する本新株予約権付社債券の数は 40,000 枚とする。

2. 本社債の総額（発行総額）

40,000,000,000円と代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難、滅失又は毀損の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額との合計額

3. 発行する本新株予約権の総数

40,000個と代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000,000円で除した個数との合計数

（ご参考）

(1) 発行決議日 2008年2月26日

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

- (2) 条件決定日 2008年2月26日
- (3) 発行日（払込期日） 2008年3月13日（ロンドン時間）
- (4) 当社は、Deutsche Bank AG, London Branch（以下「幹事引受会社」といいます。）に対し、本社債の額面金額合計額 100 億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与しておりましたところ、幹事引受会社より、かかる権利の全部（本社債の額面金額合計額 100 億円）について追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を行使する旨の通知を本日受領しましたので、これにより本社債の総額等が上記のとおり確定いたしました。

（その他のご参考情報）

・潜在株式による希薄化情報

今回の資金調達を実施することにより、直近（2008年2月26日現在）の発行済株式総数（12,245,470株）に対する潜在株式数の比率は24.6%になる見込みです。

（注）潜在株式数の比率は、2004年5月27日開催の当社取締役会決議に基づき発行した2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて現在の転換価額（27,990円）で行使された場合及び今回発行する本新株予約権付社債に係る本新株予約権がすべて当初の転換価額（17,367円）で行使された場合に新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

以 上

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。